

令和 8 年 北秋田市農業委員会 第 4 回総会

1. 開催日時 令和 8 年 4 月 1 5 日 (水) 午後 3 時 3 0 分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁 3 階 大会議室

3. 出席委員 (3 0 名)

1 番 櫻 井 豊	4 番 鈴 木 豊	5 番 佐 藤 邦 久
6 番 中 林 めぐみ	7 番 長 崎 成 人	8 番 堀 部 聡
9 番 多賀谷 テル子	1 0 番 長 岐 正	1 1 番 松 岡 英 敏
1 2 番 伊 藤 鶴 一	1 3 番 土 田 紀 子	1 4 番 藤 島 喜美男
1 5 番 成 田 博 幸	1 7 番 武 田 響 一	1 8 番 武 石 修 一
1 9 番 佐 藤 茂 延	2 0 番 金 田 悦 子	2 2 番 中 嶋 力 藏
2 3 番 佐 藤 利 子	2 5 番 伊 東 誠 子	2 7 番 佐 藤 政 信
2 8 番 小笠原 千 春	2 9 番 澤 藤 匠	3 0 番 土濃塚 謙一郎
3 1 番 野 呂 義 久	3 2 番 若 松 一 幸	3 3 番 佐 藤 整
3 4 番 金 俊 英	3 6 番 佐 藤 篤 史	3 7 番 長 岐 一 志

4. 欠席委員 (6 名)

2 番 佐 藤 稔	3 番 宮 腰 文 義	1 6 番 寺 田 一 徳
2 1 番 藤 岡 智 洋	2 4 番 松 橋 利 彦	2 6 番 出 川 信 久

5. 欠員 (1 名)

6. 議事日程

第 1	報告第 9 号	会務報告
第 2	報告第 1 0 号	専決処分の報告
第 3	議案第 1 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 4	議案第 1 6 号	令和 8 年度県選出国會議員要請集会における要請事項について

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主任 土濃塚 政 樹

8. 議事録署名委員

4 番 鈴 木 豊 5 番 佐 藤 邦 久

9. 会議の概要

事務局長	定刻となりましたので、ただいまより令和8年 北秋田市農業委員会第4回総会を開会いたします。 始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。2番 佐藤稔委員、3番 宮腰文義 委員、16番 寺田一徳 委員、21番 藤岡智洋 委員、24番 松橋利彦 委員、26番 出川信久 委員の6名となっております。委員総数36名中、30名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは会長からのごあいさつと総会会議規則第5条の規定により、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 議席番号4番 鈴木豊 委員、5番 佐藤邦久 委員をお願いいたします。 それでは案件に入ります。報告第9号「会務報告」を事務局より願います。
事務局長	事務局の成田です。以後着座にてご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。 それでは、議案書の2ページをお開きください。 報告第9号令和8年3月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。 3月2日、令和7年度市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修が市民ふれあいプラザコムコムにて開催され会長、佐藤稔委員、事務局長が出席し、佐藤稔委員が最適化活動の実践例について報告しました。 3日、北秋田市農業再生協議会第3回幹事会が市役所第2庁舎第2会議室にて開催され事務局長が出席しました。 4日、第21回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京都・砂防会館にて開催され中林めぐみ委員、多賀谷テル子委員、金田悦子委員の3名が参加しました。後ほど報告があります。

5日、農業リーダーズサミット2025による女性登用に関するオンラインセミナーがWebにより開催され、市役所本庁舎におきまして会長、中嶋力蔵委員、佐藤利子委員および事務局2名で聴講しました。また同日午後から第5回農業者年金オンラインセミナーもWebにより開催され、会長および事務局2名で聴講しました。

6日、第3回総会に係る調査を市役所第2庁舎第1会議室にて委員5名、事務局2名により実施しました。

10日、県主催の第2回地域計画推進全県研修会が秋田市・アキタパークホテルにて開催され簾内副主幹が参加しました。

17日、第3回定例総会を市役所本庁舎大会議室において出席委員32名により開催しました。

21日、中畑・大畑地区自治会からの依頼により、原野化した農地の取り扱いについてをテーマとする出前講座を七日市・中畑児童館において開催し会長、宮腰文義委員を含む農業者19名の参加がありました。なお、講師は疋田主査が担当しました。報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。続いて会務報告にありました3月4日、第21回女性の農業委員会活動推進シンポジウムに参加された委員よりの報告をお願いいたします。

20番

20番金田です。

3月4日、第21回女性の農業委員会活動推進シンポジウムに行ってきた報告をしたいと思います。テーマは「輝き続ける地域農業の実践と暮らしを支える農業者年金」ということで、基調講演は北海道・東北ブロック研修でも講演してくださいました北海道大学大学院の小林国之准教授が「人のつながりで拓く農業の未来」と題しまして講演してくださいました。「人と人とのつながりを大切にし関係を耕していくことが必要で、耕すというのはただ一緒に居るだけでなくいろんなことに共に手を携えて働くことである。関係性を発展させ未来ある農業へと協働することにつながっていく。それができるのはコミュニティを得意とする女性の得意な場でそれを期待するところである」とおっしゃっておいりました。また、有限会社シュシュの代表取締役である山口成美氏は「女性活躍における地域の活性化」と題し総合事業費4億円をかけて農業交流施設大村夢ファームシュシュを設立し農産物直売所や加工地産地消レストランなどを起ち上げ女性のアイデアで食育体験ぶどう狩り、いちごの収穫体験などをさせて農に親しんでもらってらっしゃるそうです。これはたった一人の女性のもったいないという意見から始まっているとおっしゃておいりました。この方はたくさんの賞をいただいております国の方にも精通している

方でした。この人のモットーは「たった一度の人生、ニコニコ笑顔で年中無休」と、これからもチャレンジしていくと言っていました。事例報告としまして「地域や世代を超えたネットワークづくり」と題して山形県鶴岡市農業委員の方々が発表しまして、他町村の委員とのつながりや地域や世代を超えたつながりを持つことで農業の未来がつながっていくと話しておりました。

次の日の5日には県選出の国会議員に表敬訪問をしまして懇談しました。午後には農水省経営局就農・女性課女性活躍推進室の重光さんという方と地域のリーダーとなる女性の活躍に支援していただける助成金などのご教授をいただいてまいりました。北秋田市の遊休農地利用活動のことを秋田市さんが取り上げてくださいますと重光さんに聞いたところ窓口は県申請と国直での申請のふたつあるということで、申請して活動するのは非常勤の公務員でも有志の会であっても問題はなく使い道さえしっかりしていれば販売して収入があったとしても助成金と併用しても構わないとのことでございました。地域のリーダーとして研修会などをして進化した活動をしていってほしいとのことで、いつでも相談に乗りますよという力強いお言葉をいただいてまいりました。その後千代田区にある親元である全国農業会議所にお調べいただいた経緯もありまして総務部長の黒谷さん始め関係者3人の方に活動の報告をしましてまいりました。全国の農業委員の活動や取り組み、支援して下さる情報を得ることができ、とてもためになる研修を受けさせていただいてありがたいと思いました。研修を受けたことは今後地域に還元できるようにしていけたらなと思って帰ってまいりました。報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に報告第10号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書3ページをお開きください。

報告第10号「令和8年3月分 専決処分の報告」です。

表の3月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が110件、(3) 非農地通知が3件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が18件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が11件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が5件、合計147件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下 19 ページの申請番号 110 番までの合計 330 筆、793,320 m²について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに（３）非農地通知です。

（申請番号 1 番を朗読）

以下申請番号 3 番までの計 7 筆、15,317 m²について、いずれも農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない土地である旨を決定しております。

つぎに（５）相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

（申請番号 1 番を朗読）

以下、25 ページの申請番号 18 番まで、合計 113 筆、面積 163,629.86 m²です。

つぎに 1 枚めくって 26 ページをご覧ください。

（６）農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の 11 法人からの報告書を受理しております。

つぎに（８）賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

（申請番号 1 番を朗読）

以下、27 ページの申請番号 5 番まで、合計 25 筆、面積 49,373 m²です。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

報告第 10 号について事務局より説明がなされました。それでは本件に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

7 番

7 番長崎です。

（５）相続等による農地の権利取得の届出の受理の 23 ページの申請番号 8 番の渡し人と権利取得者、備考欄記載の関係者との関係性をもう少し詳しく教えてください。

事務局長

今回の届出人は権利取得者の方ですが、備考欄記載の関係者の娘さんにあたる方で、渡し人から見ると孫にあたります。渡し人はかなり前に亡くなっており、当該農地はもともと渡し人の娘さんが相続して登記もされていたものでしたが、その方も亡くなったことにより届出人が相続されたとのことで、今般遅れていた農業委員会への届出がなされたということになります。

23 番

23 番佐藤利子です。

8 ページの（２）農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見の番号 40 番について、賃借人が同じ農事組合法人である中で「賃借権設定」で賃借料が設定されてあるものと「使用賃借権設定」でゼロ円のものが混在していますが、その辺について詳しく教えてください。

事務局長

ただいまお尋ねがあった40番だけではなく他の案件もそうですが、権利種別として「賃借権設定」と「使用賃借権設定」の2区分に分かれているだけで、借賃の条件については賃貸人と賃借人との相対での取り決めがなされているものであって、有償の場合は「賃借権設定」でそれぞれの賃料が設定され、「使用賃借権設定」の場合は無償のゼロ円で設定されてそれぞれ表記されているものとご理解いただければと思います。

19番

19番佐藤茂延です。

無償ということは分かりましたが、ただで借りてどういうふうに管理されているのか、ただ放置して最終的には荒れ地になってしまうのか。周りにも田んぼがあつて用排水がちゃんと管理されていればいいのですが、そこまでやらないと周りの田んぼに迷惑がかかると思うのですが。それと賃借料に差があるようですが、金額の中に土地改良区の代金などが含まれているのか。分かるようであれば教えてください。

事務局長

1点目のきちんと管理されているかどうかにつきましては、借受人は皆さん農業者ですから、受けるからには当然に農地の適切な管理が行われるものと考えますし、放置するということはないのではないかと考えます。2点目の土地改良区の代金などが含まれているかどうかにつきましては、申し訳ございませんが案件個々の賃借料の内訳については把握しておりません。

議 長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書28ページをお開きください。

議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

令和8年4月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号4番までが所有権移転、申請番号5番から12番までが賃借権設定で、合計29筆、面積が69,125㎡です。

なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号については32ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、議案第15号に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号5番 佐藤邦久 委員と、6番 中林めぐみ 委員より順番にお願いいたします。

5 番

議席番号5番の佐藤邦久です。

申請番号1番から4番の所有権移転を報告させていただきます。

調査日は4月6日、調査員は6番の中林委員、7番の長崎委員、8番の堀部委員、9番の多賀谷委員、と私、事務局から成田事務局長、土濃塚主任の計7名で、市役所第二庁舎第1会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。会場に入ってびっくりしたのは、これまで資料は紙だけであつたのですが、今回大きなテレビモニターが用意されておりまして、内容がわかりやすくなって大変良かったと感じました。

申請番号1番は資料の36ページから39ページになります。八幡岱新田字下新田および木戸石字上務田の9筆の申請地は、八幡岱新田集落の八幡岱農村公園から阿仁川の方向へ200メートルほど進んだ、整備されたほ場の中にある農地でした。また増沢字上ノ山の2筆の申請地は、増沢神明社の南西200メートルほどの杉林の付近に位置する農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号2番は資料の38ページから39ページになります。増沢字下岱の申請地は、県道二ツ井森吉線沿いの増沢集落入り口付近に位置する、整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号3番は資料の40ページから41ページになります。七日市字品類前田の申請地は、品類集落の中心から直線で200メートルほどの、品類川左岸に位置する整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号4番は資料の42ページから43ページになります。七日市字屋敷岱の申請地は、屋敷岱集落の住宅に付属している畑でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長

佐藤委員、ありがとうございました。続いて6番 中林めぐみ 委員よりお願いいたします。

6 番

議席番号6番の中林です。

申請番号5番から12番の賃借権設定を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号5番は資料の44ページから45ページになります。坊沢字天道の2筆の申請地は、旧鷹巣西小学校の東へ直線で300メートルほどに位置する整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号6番と7番は資料の46ページから47ページになります。坊沢字中畑の申請地は、農免農道を鷹巣から前山方面へ進んで綴子川にかかる橋を渡って右手に、坊沢字土手影の申請地は、そこからさらに直線で1キロメートルほど離れた坊沢大橋方面に位置する、いずれも整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号8番は資料の44ページから45ページになります。坊沢字下タ上野の申請地は、鷹巣陸上競技場の東へ直線で300メートルほどに位置する、整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号9番と10番は資料の48ページから49ページになります。綴子字谷地川上の6筆の申請地は、国道105号線バイパスを鷹巣から綴子方面へ進み、JRの線路にかかる橋を過ぎて700メートルほどの左手に位置する、いずれも整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号11番と12番は資料の50ページから51ページになります。小森字イタヤ槻の4筆の申請地は、国道285号線を鷹巣から大館方面へ進み、坊山のバス停留所の手前およそ800メートルほどの右手に位置する、いずれも整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長

中林委員、ありがとうございました。

議案第15号について、事務局と現地調査をして頂いた委員からご説

明いただきました。それでは本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

19番

19番佐藤茂延です。

簡単に衛星写真での確認だけではなく、沢田などは用排水がどのようになっているか実際に行ってみないと分からないこともあり、現場に足を踏み入れて行くことも必要と思うので考慮していただければと思います。

事務局長

これまでの現地調査は文字どおり現地に赴いて確認を行っていましたが、令和5年の冬場の現地調査より衛星写真を活用した調査を本格実施しており、現状では机上での確認で終わるケースがほとんどなのですが、委員の皆さんが現地の確認が必要と判断した場合、現地に赴くための車の準備などは毎回しておりますので、申し出てくだされば対応させていただきます。

議長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第15号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第16号「令和8年度県選出国會議員要請集会における要請事項について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書52ページをお開きください。

議案第16号「令和8年度県選出国會議員要請集会における要請事項について」

令和8年度県選出国會議員要請集会における当農業委員会からの要請事項について、別紙(案)のとおり提案するものとする。

令和8年4月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
提案理由

一般社団法人秋田県農業会議より、令和8年度全国農業委員会会長大会に併せて開催される令和8年度県選出国會議員要請集会における政策提案の検討について依頼があったことから、当農業委員会としての意見

を提出するものであります。

本要請事項につきましては、去る３月１７日に開催された第２回総務小委員会における協議のうえ議案として上程するものですが、経過につきましては総務小委員長よりご報告いただきます。

総務小委員長

総務小委員長の佐藤篤史です。

総務小委員会では、去る３月１７日、市役所本庁舎３階大会議室で令和８年度県選出国會議員要請集会における要請事項要請事項について協議いたしました。

当農業委員会からは、令和８年１月１５日に開催した農業者等との意見交換会の内容を踏まえ、また、いまだ鳥獣被害や物価の高騰は続いていることを鑑みまして、令和７年度秋田県農業委員会大会における政策提案の内容を継続して要請することとし、「有害鳥獣被害に対する積極的対策の強化」と「スマート農業の推進による生産現場の強化に向けた支援の拡充」と「農畜産物の再生産への支援」の３点について要請することといたしました。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議 長

ありがとうございました。

議案第１６号について、事務局および総務小委員長の説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第１６号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和８年第４回定例総会を閉会します。